奈良県建設工事請負契約約款　新旧対照表

現　　行	改　　正　　案	備　　考
（談合等による解除） 第 48 条　発注者は、受注者がこの契約に関し次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。 （１）受注者に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号）以下「独占禁止法」という。）第６５条若しくは第６７条の規定による審決がなされ、当該審決が確定したとき。 （２）公正取引委員会が受注者に対し独占禁止法第４９条第１項の排除措置命令をし、その命令が同条第７項の規定により確定したとき。 （３）公正取引委員会が受注者に対し独占禁止法第５０条第１項の納付命令をし、その命令が同条第５項の規定により確定したとき。 （４）略 ２　略 （損害賠償の予定） 第 52 条　受注者は、第４８条第１項各号のいずれかに該当するときは、工事の完了の前　後を問わず、又は発注者が契約を解除するか否かを問わず、損害賠償金として、請負代金額の１０分の２に相当する金額を発注者に支払わなければならない。ただし、同項第１号、第２号又は第３号に該当する場合において、審決の対象となる行為が昭和５７年６月１８日公正取引委員会告示第１５号（不公正な取引方法）第６項に該当する行為である場合その他発注者が特に認める場合は、この限りでない。 ２　略	（談合等による解除） 第 48 条　発注者は、受注者がこの契約に関し次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。 （１）公正取引委員会が受注者に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号）以下「独占禁止法」という。）第６４条第１項の競争回復措置命令をし、その命令が確定したとき。 （２）公正取引委員会が受注者に対し独占禁止法第４９条の排除措置命令をし、その命令が確定したとき。 （３）公正取引委員会が受注者に対し独占禁止法第６２条第１項の納付命令をし、その命令が確定したとき。 （４）略 ２　略 （損害賠償の予定） 第 52 条　受注者は、第４８条第１項各号のいずれかに該当するときは、工事の完了の前後を問わず、又は発注者が契約を解除するか否かを問わず、損害賠償金として、請負代金額の１０分の２に相当する金額を発注者に支払わなければならない。ただし、同項第１号、第２号又は第３号に該当する場合において、当該命令の対象となる行為が昭和５７年６月１８日公正取引委員会告示第１５号（不公正な取引方法）第６項に該当する行為である場合その他発注者が特に認める場合は、この限りでない。 ２　略	